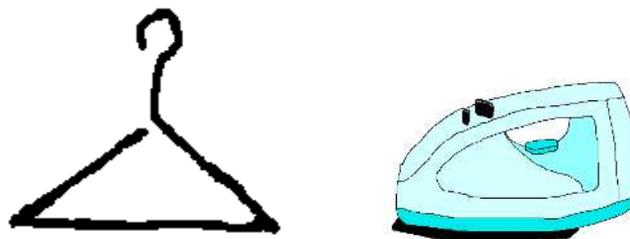


# クリーニング所(一般) の て び き



---

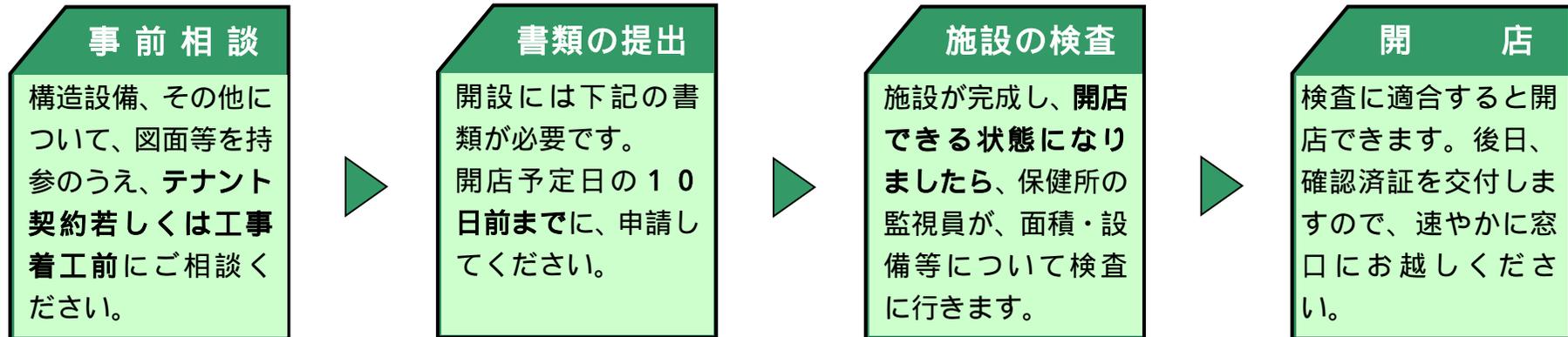
世田谷区世田谷保健所  
生活保健課環境衛生施設係

〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-35

電 話 03(5432)2904

FAX 03(5432)3054

## クリーニング所(一般)開設までの手続き



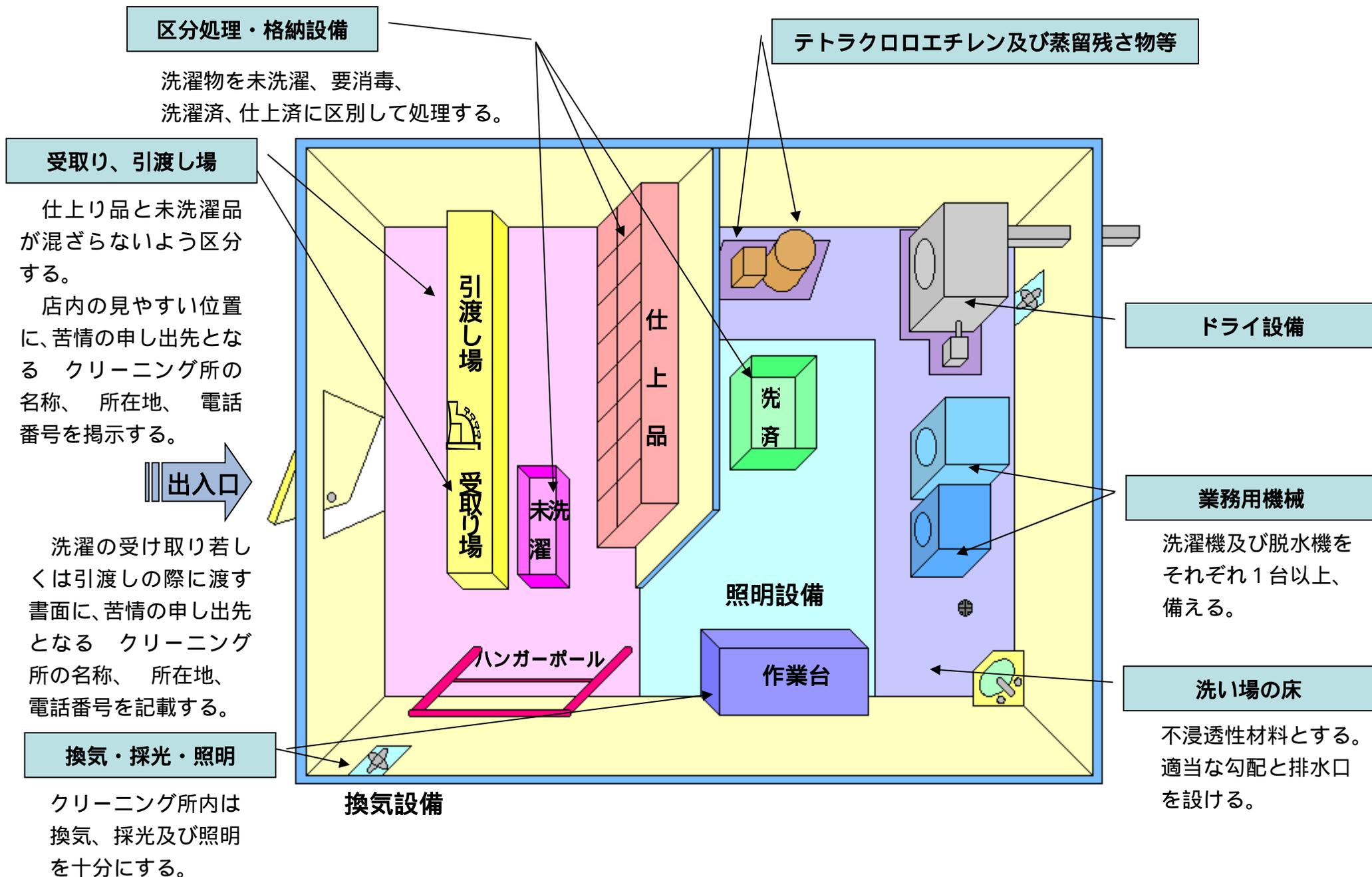
施設が未完成、又は設備が整っていない場合は再検査となり、開設予定日に開設ができない場合があるのでご注意ください。

### 開設時に必要な書類等

- クリーニング所開設届
- 構造及び設備の概要
- ❖ 施設の平面図（設備の概要を記載） 寸法が判断できるもの
- ❖ 付近の見取り図
- 従業員名簿
- ❖ クリーニング師免許証（本証提示）  
開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（発行から6ヶ月以内のもの。写しを提出する場合は窓口にて原本と照合します。）
- 他にクリーニング所を開設している場合：そのクリーニング所の名称、所在地、従業者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類
- クリーニング所検査手数料（24,000円）

確認済証の郵送を希望する場合は、送付先を記入したレターパックプラス（赤色・対面受取りでの配達用）をご用意ください。

# (例) クリーニング所(一般) 構造設備概要



クリーニング所の届出手続きについて  
～ 下記のような場合には届出が必要になります～

届出内容	必要書類等
<p>◆ <b>新規開設届</b></p> <p>○新規施設を開設する。 ○開設者を変更する。(開設者地位を承継した場合を除く) ○施設を移転する。(仮店舗含む) ○施設を大規模に増改築する。 等</p>	<p>* 前頁「開設時に必要な書類等」を参照</p>
<p>◆ <b>変更届</b></p> <p>○開設者氏名・住所を変更した。 ○法人代表者等を変更した。 ○施設名称を変更した。 ○構造設備を変更(小規模な増改築)した。 ○クリーニング師が変わった。 等</p>	<p>* 変更届 * 変更した内容のわかる書類(法人の登記事項証明書、施設の平面図、クリーニング師免許証等) <u>施設の構造設備の変更は事前に保健所に相談してください。</u> <u>規模により新規開設が必要になる場合があります。</u></p>
<p>◆ <b>承継届</b></p> <p>○事業を譲渡した。 ○開設者(個人)が死亡し、相続をした。 ○法人が合併・分割した。</p>	<p>* 承継届 * 譲渡を証する書類 * 戸籍謄本(被相続人及び相続人全員の関係がわかるもの)または法定相続情報一覧図の写し * 相続人全員の同意書(相続人が2人以上の場合) * 法人の登記事項証明書 <u>届出内容によって必要書類が異なるため、詳細はお問合せください。</u></p>
<p>◆ <b>廃止届</b></p> <p>○営業をやめた。 等</p>	<p>* 廃止届 * 確認済証</p>

## クリーニング所(一般) 日常の衛生管理等

施設の清潔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設は常に整理整頓し、清潔に保つ。</li> </ul>
換気・採光・照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライ機の稼働中には定期的に換気する。</li> <li>・照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分にする</li> </ul>
洗濯物が接触する設備の清潔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受渡し・シミ抜き・仕上げの作業台、洗濯物の収納容器、洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機などの洗濯物が触れる部分を清潔に保つ。</li> </ul>
未洗濯物と洗濯物の区別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受け渡し場及び洗い場では、未洗濯物と洗濯済・仕上げの洗濯物を明確に区別する。</li> </ul>
溶 剤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶剤は、密閉容器に入れ、日光の当たらない場所に保管する。</li> <li>・廃液、排ガスはそれぞれの処理装置を設け適切に処理する。</li> <li>・蒸発残さ物等の汚染物は密閉できる専用容器に入れて、専用の貯蔵場所に保管する。</li> </ul>
従業者に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーニング師は全員、<b>3年に1回、研修</b>を受けること。</li> <li>・クリーニング業務に従事する従業員（有資格者含む）のうち5人に1人に対し、<b>3年に1回、講習</b>を受けさせる。（研修を受けたクリーニング師は講習を受けた者とする。）</li> <li>・従業者に健康診断を受けさせる等、常に従業者の健康管理に注意する。</li> </ul>
利用者に対する説明義務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情者の申し出先となる クリーニング所の名称、所在地、電話番号を店に掲示するとともに、洗濯物の受け取り若しくは引渡しの際に、上記事項の記載した書面を配布する</li> <li>・洗濯物を受けるに当たっては、洗濯方法等について説明し、衣服の変質等でのトラブルが発生する恐れのある場合は合わせて説明を行い、利用者の了解の上で処理を行う。</li> </ul>

## 関係機関一覧

クリーニング師試験に関すること	
東京都保健医療局健康安全対策部健康安全課 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1	Tel 03-5320-4385
クリーニング師研修・クリーニング業従事者講習、経営相談、融資相談、及びSマーク等に関すること	
財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内	Tel 03-3445-8751